

# 追加の規制改革事項に係る制度の現状 (規制の理由)

- ①わなの設置数制限 【鳥獣法第12条第1項第3号・鳥獣法施行規則第10条第3項】  
⇒いたずらに負傷鳥獣を生むおそれ・事故等を招くおそれがあるため
  
- ②くくりわなの輪の最大直径規制 【鳥獣法第12条第1項第3号・鳥獣法施行規則第10条第3項】  
⇒錯誤捕獲の防止のため
  
- ③公道など捕獲禁止区域(網・わなも禁止)【鳥獣法第11条第1項・鳥獣法施行規則第8条】  
⇒公道での捕獲行為は、通行者に危害を与えるおそれが多いため  
※公道以外にも、危険防止や鳥獣保護等の観点から捕獲禁止区域が設けられている。
  
- ④日出前及び日没後における鳥獣の捕獲等(銃猟)の禁止 【鳥獣法第38条第1項】  
⇒捕獲対象の明確な識別が困難であり、人に危害を生ずるおそれが高いため  
※わな猟・網猟については規制はない。

# 追加の規制改革事項に係る制度の現状 (規制の緩和・解除)

- ①わなの設置数制限の緩和(同時に31以上のわな設置を可能とする)
- ②くりわなの輪の最大直径規制の解除(12cm以上でも可能とする)
- ③通行規制をした公道などでの捕獲禁止区域の緩和

⇒①～③のいずれも鳥獣法第9条第1項の許可捕獲であれば、緩和・解除が可能(ただし、県全域の捕獲許可基準を定める兵庫県との調整が必要。)

また、①及び②については、許可捕獲ではない一般的な狩猟においても、都道府県が定める特定鳥獣保護管理計画に位置付けることができれば、緩和・解除が可能。

- ④日出前及び日没後における鳥獣の捕獲等を可能とする(銃器使用可)

⇒改正鳥獣法の施行後(平成27年5月29日以降)であれば、一定の条件(※)の下で実施することが可能となる。

※都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に、認定鳥獣捕獲等事業者が従事する場合。